

## 西宮市三都市宣言周年記念事業実行委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市が令和5年度に実施する、文教住宅都市宣言60周年、平和非核都市宣言40周年、環境学習都市宣言20周年を記念する事業等を円滑に実施するため、西宮市三都市宣言周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三都市宣言の記念事業の実施に関すること
- (2) その他周年記念事業の実施等の調整に関すること

### (構成)

第3条 委員会は、別表第1に定める職員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は政策総括室長を、副委員長は文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

### (作業部会)

第5条 委員会に所掌事務を調査検討させるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 作業部会の運営については、委員長が定める。

### (庶務)

第6条 この委員会の庶務は、政策局政策総括室政策推進課（周年事業等担当）が行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和5年4月17日から実施する。

別表第1（第3条関係）

委員長	政策局政策総括室長
副委員長	産業文化局文化スポーツ部長
委員	政策局参与（施設・まちづくり担当） 政策局市長室長 政策局都市計画部長 市民局人権推進部長 環境局環境総括室長

別表第2（第5条関係）

作業部会部会員	政策局政策総括室政策推進課担当課長（周年事業等） 政策局市長室秘書課長 政策局市長室広報課長 政策局都市計画部都市計画課長 政策局都市計画部都市デザイン課長 兼 政策局政策総括室政策推進課担当課長（施設・まちづくり） 市民局人権推進部人権平和推進課長 産業文化局文化スポーツ部文化振興課長 環境局環境総括室環境企画課担当課長（環境学習都市推進）
---------	--